（書類の経由等）

第百四十条　［略］

［削る］

第百四十一条　令第三十三条第四項の都道府県知事の報告は、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由してしなければならない。

（令別表第一の二第二号及び別表第一の三第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法）

第百四十二条　令別表第一の二第二号及び別表第一の三第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる治療について、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　脱毛　光の照射又は針を通じて電気を流すことによる方法

二　にきび、しみ、そばかす、ほくろ、入れ墨その他の皮膚に付着しているものの除去又は皮膚の活性化　光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法

三　皮膚のしわ又はたるみの症状の軽減　薬剤の使用又は糸の挿入による方法

四　脂肪の減少　光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法

五　歯牙の漂白　歯牙の漂白剤の塗布による方法

別表第一　［略］

別表第二　［略］

別表第三　［略］

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十九号）の施行の日から施行する。ただし、第百四十二条の改正規定については、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十号）の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正後の割賦販売法施行規則第百三十六条表第一項及び様式第二十八の規定は、この命令の施行の日以後に終了する事業年度に係る提出書類から適用し、同日前に終了する事業年度に係る提出書類については、なお従前の例による。

改正後	改正前
（書類の経由等） **第百四十条**　［略］ 2　前項第一号から第四号までに掲げる申請及び届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び副本二通とし、法第十六条第二項（法第十八条第二項及び法第二十二条第三項（法第三十五条の三及び法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）並びに法第三十五条の三及び法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の供託の届出及び法第十八条の四第一項（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の前受金保全措置を講じた旨の届出並びに第百三十六条の表第一号及び第二号に係る報告に係る書類の提出部数は、正本及び副本各一通とする。 **第百四十一条**　令第三十二条第四項の都道府県知事の報告は、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由してしなければならない。 ［新設］ **別表第一**　［略］ **別表第二**　［略］ **別表第三**　［略］	（書類の経由等） **第百四十条**　［略］ 2　前項第一号から第四号までに掲げる申請及び届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び副本二通とし、法第十六条第二項（法第十八条第二項及び法第二十二条第三項（法第三十五条の三及び法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）並びに法第三十五条の三及び法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の供託の届出及び法第十八条の四第一項（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の前受金保全措置を講じた旨の届出並びに第百三十六条の表第一号及び第二号に係る報告に係る書類の提出部数は、正本及び副本各一通とする。 **第百四十一条**　令第三十三条第四項の都道府県知事の報告は、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由してしなければならない。 （令別表第一の二第二号及び別表第一の三第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法） **第百四十二条**　令別表第一の二第二号及び別表第一の三第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる治療について、それぞれ当該各号に定めるものとする。 一　脱毛　光の照射又は針を通じて電気を流すことによる方法 二　にきび、しみ、そばかす、ほくろ、入れ墨その他の皮膚に付着しているものの除去又は皮膚の活性化　光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法 三　皮膚のしわ又はたるみの症状の軽減　薬剤の使用又は糸の挿入による方法 四　脂肪の減少　光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法 五　歯牙の漂白　歯牙の漂白剤の塗布による方法 **別表第一**　［略］ **別表第二**　［略］ **別表第三**　［略］
様式第2（第12条、第63条、第99条、第122条、第126条関係） 財産に関する調書 ×許可（登録）番号 ×提出年月日 住所 名称 代表者の氏名 ㊞	**様式第2**（第12条、第63条、第99条、第122条、第126条、第136条関係） 財産に関する調書 ×許可（登録）番号 ×提出年月日 住所 名称 代表者の氏名 ㊞